

協議会規程第4号

大阪府豊能地区教職員人事協議会の財務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約第31条第1項の規定に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算の区分)

第2条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第3条 予算の流用及び予備費の充用は、別表第3のとおり会長又は事務局長の専決によりこれを行うことができる。

2 会長は、前項に規定する専決のうち会長の専決により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第4条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める収入伺及び支出伺により事務局長の決裁を受けるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(小口現金の保管)

第5条 会長は、協議会出納員に対して現金を前渡し、保管させることができる。

2 前項の規定により協議会出納員が保管できる現金の額は、50,000円を限度とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月24日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 市町負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利息	1 預金利息
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第2条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 任用事業費	1 任用事業費
	2 研修事業費	1 研修事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別表第3（第3条第1項関係）

予算の管理に関する事務

事項名	会長	事務局長
1 予算の各目流用及び戻入	○	
2 歳入歳出予算に定める細事業をまたがる予算の流用及び戻入		○
3 歳入歳出予算に定める細事業内の予算の流用及び戻入		○
4 予備費の補充に関すること	○	
5 予算の執行調整に関すること		○